

平成24年度第2回府中市障害者等地域自立支援協議会 会 議 録

■ 日 時：平成24年11月1日（木） 午後2時～午後4時

■ 場 所：府中市役所北庁舎3階第4会議室

■ 出席者：（敬称略）

＜委 員＞見ル野一太、石見龍也、中川さゆり、山岡広法、真鍋美一、
真下加代子、岩崎京子、河井文、山本博美、大木道子、
石橋直美、増田和貴、小池努、蜂須米雄、行本理、桑田智

＜事務局＞障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐、障害者福祉課生活係長、
障害者福祉課事務職員

■ 傍聴者：なし

■ 議 事：1 会議録について

2 報告事項

- (1) 運営会議からの中間報告（サービス利用計画について）
- (2) ツール検討部会からの中間報告
- (3) 災害時支援検討部会からの中間報告

3 協議事項

障害者虐待防止法の施行を踏まえた障害者支援策について

4 その他

■ 資 料：資料1 自立支援協議会運営会議中間報告

資料2 ツール検討部会中間報告

資料3 災害時支援検討部会中間報告

資料4 障害者虐待防止法施行に伴う市の対応について

参 考 「ご存知ですか？障害者虐待」（府中市発行啓発リーフレット）

開会

■事務局

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより、平成24年度第2回府中市障害者等地域自立支援協議会会議を始めさせていただきます。

なお、本日は、古寺委員、犬飼委員から、都合により欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご承知おきください。

それでは、議事に入ります。ここからは、進行を会長にお願いいたします。

1 会議録について

■会長

皆様こんにちは。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

会議の議事に入ります前に、会議の公開に当たりまして、傍聴人にご入場いただくところなのですが、今回は傍聴希望者がいらっしゃらないということですので、早速、このまま議事を進めていきたいと思っております。

初めに、議題の1番の会議録についてです。

まず初めに、事務局から説明をお願いします。

■事務局

では、会議録につきましてご説明させていただきます。前回の第1回全体会の会議録でございます。

まず、お手数ですが、3点ほど資料の訂正がございまして、そちらの訂正をお願いいたします。

会議録5ページの会長のご発言の3段落目中ほどですが、「例えば就労移行支援A型」とございますが、こちらの「A型」を削除していただきまして、「就労移行支援」という形に訂正をお願いいたします。続きまして、同じく5ページの下から2行目のところに「府中の障害福祉を拓く会」という記載がございますけれども、こちらを、「府中の障がい福祉を拓く会」に訂正をお願いいたします。最後に、13ページでございます。13ページの最後の発言が事務局になっているのですが、こちらのご発言は副会長のご発言でございましたので、「事務局」の部分を「副会長」に訂正をお願いいたします。

今回の会議録につきましては、調整不足で大変申し訳ありませんでしたが、発言された内容や発言された方について不明な部分をそのまま記載しております。本日、皆様にご指摘をいただいた上で、最終的に整理いたしまして公開したいと考えております。

会議録の説明については、以上です。

■会長

ありがとうございました。

事前に、皆さんご覧になっていると思いますが、私から何点か訂正をお願いしたいところがございます。

3 ページの下から 7 行目、支援会の報告書のくだりで、「何がいけないかが書きづらいのか」という部分を、「何がいけないのか、書きづらいのか」と訂正をお願いしたいと思います。

続いて、9 ページ下から 2 行目です。「多分、事業計画書についてはこれから」の「事業計画書」という部分を、「サービス利用計画書」に訂正していただきたいと思います。

あとは、13 ページ、委員のお名前が抜けているところが下にあるのですが、心当たりのある方はおっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あまり記憶が定かでなければ、「同じような専門の方が 1 カ所の部会に偏らないようにグループ分けしていただいたほうがいいですね」というような発言にさせていただくか。そういうくだりの話だったとは思うのですけれども、どうですか。

(発言なし)

では、文面が変わる部分もありますので、事務局にはお手数かけますが、一度訂正したものを各委員さんにフィードバックしていただいて、ご確認をとっていただいた上で公開の手続を踏んでいただきたいと思います。

では、議事録については以上です。

2 報告事項

(1) 運営会議からの中間報告（サービス利用計画について）

■会長

続きまして、2 番の報告事項に入ります。

(1) の運営会議からの中間報告ということで、これの報告を委員にお願いしてもよろしいでしょうか。

■委員

協議会の運営会議は、市内の委託の 3 センターと、会長、副会長、事務局に来ていただいております。運営会議でサービス利用計画について検討するということでしたので、今、話し合いをしております、その中間報告として上げさせていただきました。

まず、1 の (1) サービス利用計画についての現状からですが、今年の 4 月から自立支援法が改正されて、障害福祉サービスを利用するときと地域移行支援を——地域移行支援というのは、病院とか施設から地域へ出てくることで、——利用する場合には、サービス等利用計画を作り、平成 26 年度までに原則的に全ての対象の方についてサービス等利用計画を立てるとなっています。厚生労働省が出したやり方としては、新規の利用者と従前のサービス利用計画作成費というのがあり、その支給の対象者と施設入所者を優先して拡大することにし、対象者の数が多いですから、どの方から先に計画を立てるかということについて、各市町村にお任せしますということでした。

府中市の対象者については、そこに書いてあるように、今年度上半期の介護給付の新規の方が 70 名で、新規というのは、これからサービスを利用する人ですね、下半期も

合わせて単純に計算すると140人ぐらいかと。そのほかに訓練等給付とか、今までサービスを利用していたけれども、これからまたサービスを利用する更新の時期の方を考えると全員で200名程度が推計されています。今後3年間では大体1,300人程度、これは市で出していただいた数字です。

現在、計画相談支援を行っている事業所は、府中市が指定しているという意味ではなく、府中市内で立てているものが今2カ所、あとは他の市から事業所としての指定を受けているが、府中市民の計画も立てている事業所が2カ所という意味で4カ所です。あと、11月から2カ所増え6カ所になります。現在、サービス等利用計画を立てた対象者については、そこに書いてあるとおりです。

次に(2)の課題と解決方法についてですが、サービス等利用計画というのは、介護保険のケアマネジメントのようなもので、障害福祉サービスの利用に際して、事業所に計画案の作成を依頼するか、あと、ご自身で計画案を立てるかを選択はできるのです。ただ、今回は中間報告でもあるので、事業所が計画を立てる際の課題について検討したということです。

中には、特に身体障害を持っている方の当事者の団体の方などは、セルフプランということを重視している方たちもいらっしゃるので、今回の中間報告では触れていません。

課題は次の3点が上げられていて、事業所の数を増やしてどのように質を担保していくのか、計画を立てた後にサービス量がきちんと確保されるのか、サービス等利用計画の課題を市民や関係者が共に検討して解決する仕組みが必要なのではないかという3点に集約いたしました。

Aの事業所の数と質の担保については、計画相談支援を進めていくためには、現在の6カ所では不足する予想が立ちます。ただ、サービスの利用でも、作業所だけ利用しているとか、連絡調整等があまり複雑にならないプランの方もいらっしゃるだろうということなのです。そういう場合には、相談支援事業所以外の法人が、指定特定相談支援事業所の指定を受けて計画を立てる方法もあるのではないかとということです。相談支援を専門としている事業所は、より複雑な課題を抱えている人に対応してはどうかという提案です。

ただ、「計画相談支援って何？」という感じがございまして、実際にいろいろサービス提供事業者の方と作業所の方と集まりを持ったりしても、なかなか対象者の方にも浸透していないということで、プラザにおいてもいろいろ、「計画相談って何ですか」という質問を受けたりということはございます。事業者計画相談支援を理解してもらって、計画をつくる事業者になってもらうためにも、市で説明の機会を設けていただけたらいいかと考えております。

あと、質についてですが、Aという事業者はうまくやってくれたけれども、Bという事業者はいま一つだったというようなことで、利用者が不利益を受けることがないようにしたい。そのためには、技術を上げるための相互交流とか研修が必要なのではないか。また、介護保険では、市では対応する係がございしますが、そういう係を市の体制として持てたらいいのではないかとということです。

イのサービス提供量の確保については、障害者の福祉計画でも言われているとおり、なかなかご本人に合わせた利用計画を立てても、計画を実行できるだけのサービス提供事業所とか量が必要であると。いろいろなものが不足しているということで、これは、このほかに、あとは障害福祉計画で検討していただけたらいいかと思っております。

ウの仕組みづくりについては、サービス等利用計画の対象者が全ての障害福祉サービス利用者等に拡大されたことに伴って、相談支援の仕組みが大きく変わってきております。当事者の本当のニーズを伝えたり、より有効な活用を考えたり、具体的に動いて有効なシステムとなるためには、皆さんが集まって話し合う機会を設けたらどうかと。例えば、それが自立支援協議会の相談支援部会ということになると思うのですけれども、そういうことを提案したいということでございます。

雑駁ですが、以上でございます。

■会長

ありがとうございました。

障害者自立支援法の改正がありまして、今まで市から何かサービスを受けたい、利用したいといったときに、市で、まず支給決定をし、それに基づいて事業者と契約をして、実際のサービスを受けるという制度だったのが、この改正案によって、その人にとって必要なサービスは何なのかをきちんと吟味した上で、サービス利用計画を作って、それに基づいて市が支給決定をする改正になりました。これに伴って、この利用計画書を全員につくることになったのですけれども、なかなかまだ手探りの状態で、相談支援事業所の方も、本当によくわからない中でやっておられると思います。それで、現状で問題点は何なのかを整理していただいたのが今の報告です。

今のご説明で、ご質問等があれば伺いたいと思います。

■委員

1枚目の数についての下から2行目のところで、「利用計画も連絡調整等があまり複雑にはならないプランになることが予想される。単一サービスのみのプランは、相談支援事業所以外の各法人が指定特定相談支援事業所の指定を受けて立てる方法もあり得る。そして、相談支援を専門としている事業所はより複雑な課題を抱えている人に対応する」とありますが、この指定特定相談支援事業の指定を受けた所は、専門の相談支援事業所という形に単独でなるはずですよ。そうすると、これは、将来的な基幹型の相談支援事業所のことを指しているのか、現在の間中としての委託の3事業所の役割を言っているのか、どちらなのでしょう。

■委員

それにつきましては、今、提示を受けてそうだなと思ったのですけれども、そこまでまだ論議がされていないということが実情でございます。

■会長

ちょっと補足させていただきます。私もこの会議に出席させていただいて、やはり今後、爆発的に数が増えていく中で、どうやって処理するかを相談支援事業所の方も非常に心配されていまして、例えば居宅のホームヘルプと日中の生活介護だけをやっている

ような方で、他に特に必要ない方であれば、例えば利用している事業所が指定特定相談支援事業所の指定を受けたならば、そこと調整して計画書を書けますねという話をしていました。

確かに、指定特定相談支援事業所の指定を受けるのはなかなか面倒という話も聞きますが、今まで扱ってきたいろいろな調整機能であるとかそういうことを鑑みると、今、運営会議で話されている方たちの頭の中では、専門としている事業所というのは、現状の委託相談支援事業所が中心になると考えておられるとは思いますが。それで、私もそうなのだろうなと。経験値があるということですかね。

■委員

ありがとうございました。ただ、本来的には、困難事例に関しては、高齢者のところとはちょっと違うと思うのですけれども、高齢者のほうが、包括がある上に、相談支援に関しては、市で責任を持って基幹型の相談支援事業を立ち上げなさいと言われていたわけですね。だから、どこまでその3事業所がそういうことをしていくのかというのは、困難事例が地域に多くある中では、とても難しいのではないかと私は思っているのですけれども、逆に、府中市で、基幹型相談支援事業所についてはどのように考えられているかを伺えるとありがたいと思うのですが。

■会長

障害者計画の分野に関わってくるかもしれないのですけれども、現状で、市として基幹型の相談支援事業所の設置について見解が述べられるようでしたら、お願いしたいと思います。

■事務局

今、委員からご指摘がありましたことで、基幹型センターについては、法令上、設置することができるという任意規定となっております、必置のものではございません。近隣の市の状況を見ましても、設置する自治体もあれば、設置を見送っている自治体もあるというのが現状です。

府中市におきましては、基幹型センターの設置については、先行している3つの委託相談支援事業所、それから市と、この4者で現状の関わり方を継続していく中で当面はやっていきたいというのが今の考え方でございます。以上です。

■会長

府中市内の相談支援事業所をどうやって形づくっていくのかというのは、今後も継続して考えていかなければいけない問題ですので、今、委員のおっしゃられたことも踏まえた上で、運営会議で引き続き検討していただいて、今後の相談支援事業を府中市内でどうやって構築していくかということに関して、もうちょっと内容を詰めていただき、最終報告案を作っていただきたいと思いますと考えています。

ほかに何かご意見のある方いらっしゃいますか。

(発言なし)

■会長

それでは、報告事項(1)は以上です。

(2) ツール検討部会からの中間報告

■会長

では、続きまして報告事項（２）ツール検討部会からの中間報告を部会長からお願いします。

■委員

それでは、ツール検討部会の中間報告をさせていただきます。資料２をご参照いただきたいと思います。

まず、１番の部会委員は、ここに記載のとおり８名で検討を行っております。

２番の検討内容につきましては、ツール検討部会では、障害者の方のライフステージが変化しても切れ目のない支援が継続できるように、また、災害時や親亡き後に当事者が適切な支援を受けられる手段とするために、「支援ノート（仮称）」を作成するための方策を協議してまいりました。

３の会議報告でございますけれども、第１回目は合同会議でしたので省略させていただきます。

第２回目は７月２６日に開催し、内容といたしましては、まず、課題の抽出を行いました。既に調布市で実施しております「ｉファイル」などを参考にいたしまして、どのような項目が必要であるかとか、ツールの対象、それからそれをお渡しするタイミング等はどうするかということを検討してまいりました。

３回目は８月２３日に開催し、内容といたしましては、ツールの対象者、これは全市民にお渡しするのがいいのではないか。それから、交付する時期及び形式ですけれども、時期については、母子手帳の交付時に同時にお渡しできるのがいいのではないか。その後は、年齢による段階別で、市の健診のときであるとかに交付を更新していくのがいいのではないかということになりました。

そのツールの形式につきましては、Ａ４のバインダーで、必要に応じて追加できるような形がいいのではないかということになりました。

項目につきましては、障害種別であるとか、生活全般の内容、ご本人の生活力とか財産の内容とか、そういったものを必要に応じて追加できるものがないかと思っています。

第４回目は９月２８日に開催し、内容につきましては、先ほどの調布市の「ｉファイル」、調布市の心身障害者親の会が作成した「ｉファイル」の成人版、横浜市の重心グループの連絡会が作成した「あんしんノート」、新潟県三条市が作成した「子育てサポートファイル」、これらを参考にたたき台を作成いたしました。

目で見えるものがないと、なかなか検討が進まないのではないかということで、このようなツール案をつくりました。これはまだまだ中間報告の段階のもので、この後、いろいろなモニタリングをして完成品をつくっていけばいいかと思っております。

そして、これを渡すタイミングにつきましては、年齢で区切ってお渡しするのがいいのではないかということで、まずは母子手帳と同時にお渡しする。例えば１ページから

6 ページあたりの部分をお渡しすると。その後年齢に応じて、ご本人の状況が変わったときに、そのほかのファイルを追加できるような形にすればいいのではないかということになりました。

課題といたしましては、例えば、ご本人が私立に通学している方の場合、こういったタイミングでお渡しするか、視覚障害をお持ちの方の場合はどうするか、S P 補助をつけるのかとか、まだまだ検討する課題があるかと思います。

そして、第5回は10月17日に開催いたしました。このときは、中間報告のまとめということで、また各委員さんからご意見をいただき、メール交換をしながら修正をさせていただいて、中間報告としての案をつくってまいりました。

お話の中でツールの名称についても、府中市の場合は「ちゅうバス」、「ちゅうネット」というものがあるので、「ちゅうファイル」にしたかどうかという話も出ておりました。

まだまだ粗削りの部分がありますので、実際にいろいろな団体さんに見ていただいて仕上げていくのがいいかと思います。内容やそれを置いていただく場所であるとか、例えば医療機関にも置いていただく、普通学校にも置いていただくとか、あとは、市のホームページでダウンロードできるようにするであるとか、いろいろな意見が出ておりました。

雑駁ではございますけれども、ツール検討部会の中間報告は以上でございます。

■会長

ありがとうございました。

お手元に添付の資料があります。結構なボリュームで驚かれると思うのですが、調布市の「i ファイル成人版」は、バインダー形式で、ページが追加できるようになっているのですが、かなりこれを参考にさせていただきました。やはりいろいろな方からいろいろな意見を出していただいて、こういったものを抵抗なく持つためにはどうしたらいいか。やはり最初から、障害がある、なしにかかわらず、生まれたときからこういうものを記録する習慣をつけるのは、一番みんなが抵抗なく持てるのではないかとということで、全市民を対象に配布する方針をツール検討部会では決定いたしました。中身について、また周知、配布の徹底の方法について等々、ご意見があればここで伺いたいと思います。いかがでしょうか。

■委員

事前に市からメールで送っていただきまして、打ち出してみたらいっぱいあるなど見ていたのですが、府中市の中でも、支援ノートが出てきたということは、やはりすごく重要なことだと思いました。特に、生まれてから、そして学校へ行って、社会へ出て、その後のこと、やはりそのライフステージに合った形で支援をするには、どういう教育を受けてきたのかとか、いろいろな情報がないとなかなか難しいものがありますので、これができ上がると、かなり地域の中で生活していく障害のある方の支援が進むのではないかと思いますので、意見とかということではなくて、ようやく形になって、私も調布市の「i ファイル」は見たことがあるのですが、府中市のそういうファイルが

やっと形になってきたということでは、良かったと思っております。

■会長

ありがとうございます。

ちょっと分量が多いですので、今この場ではなかなかご意見も出づらいかと思うしますので、気がつかれた点がありましたら、事務局までご連絡いただけますと、ツール検討部会にフィードバックされますので、またご協力をよろしくお願いしたいと思います。

実際に検討していく中で、私も調布市の「i ファイル成人版」にうちの子供のものを一度書き込んだのですが、やはりなかなか大変な作業ですので、最初は大変だと思うのですが、小さいときから積み重ねていけば、そのときに書く量は大きなことはないです。ただ、1回できると、本当にその後は楽になるはずなので、やはり当事者としてはぜひ活用したいとは思っています。ご意見をぜひ承りたいと思いますので、お寄せいただきたいと思います。

では、またどこかからご意見が出てくることを期待いたしまして、今後、内容をさらに詰めていただいて、周知と徹底の仕方等々も含めて、最終報告案に向けて話し合いを続けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(3) 災害時支援検討部会からの中間報告

■会長

では、続きまして報告事項の（3）に入ります。災害時支援検討部会からの中間報告をよろしくお願いします。

■委員

それでは、災害時支援検討部会の中間報告をさせていただきます。

初めに、部会委員名ですが、こちらに記載のとおり、部会長以下10名で構成されております。

検討内容につきましては、災害時支援検討部会では、「災害時における障害者支援」をテーマに、災害弱者である障害者を適切に支援する方策について、次の2点に焦点を絞って検討してきました。

1点目は、「自治会、民生委員、近隣住民等との関係づくり」として、災害時に適切な支援が受けられるように、障害者自身や支援者が、普段から取り組むべきことを検討します。2点目は、「障害別の特徴と災害時のニーズ」として、避難所における適切な支援のために、障害別の特徴や支援ニーズなどを検討するということで進めてまいりました。

2ページに入りまして、1回目につきましては、これはツール部会と同じように、まず、オブザーバーの方からいろいろ話を聞き、その後、今後どのように進めていくかということでございました。

2回目以降から具体的な検討内容に入りました。まず、課題の抽出について、アの自治会、民生委員、近隣住民等との関係づくりについては、災害弱者である障害者が、災害時に適切に支援が受けられるようにするためには、普段から地域との関わりを持って

おく必要がある。このことから、地域のさまざまな支援者との関わり方を検討することで、第2回目では、次のような意見が出ております。

1点目が、障害者本人や家族も災害に備えて準備しておくこと。団体や自分たちから地域の人に発信することも大切である。また、要援護者登録システム等の利用を促すことも大切である。2点目が、障害者本人が、自分の障害状況、服薬等の情報を携帯するなど、常に管理しておくことが必要である。3点目が、自治会によっても活動に温度差があると聞いていることから、うまく機能していない自治会は、機能している自治会のノウハウを共有すると良いのではないかなという意見が出されておりました。

イの障害別の特徴と災害時のニーズにつきましては、障害別に細かく分類し、それぞれの障害による言動等の特徴や、配慮すべき点、支援する際のニーズ等を検討しました。主な意見としては2点ございます。1つは、狛江市で同様に障害別による支援マニュアルがありましたので、これを参考に進め、そこに記載のない項目について検討していくのはどうだろうかという意見。あと、避難所で使用する用具、必要なものなどを障害別に整理していくのはどうだろうかという意見が出されております。

3回目以降の進め方については、第2回目までは肢体不自由の方とか内部障害の方を中心に検討していましたが、知的の方、精神の方については、第2回目まででは障害別の議論ができませんでしたので、3回目には、地域生活支援センターの方にオブザーバーとして来ていただいて検討していこうということになりました。

第3回目につきましては、主に知的障害、精神障害の方の特徴とニーズについて、オブザーバーとしての意見を伺い、意見交換を行いました。

第4回につきましては、この2回、3回の内容を11月の全体会で中間報告をするに当たっての、まとめ等について協議をしております。

(1)の「自治会、民生委員、近隣住民等との関係づくりについて」は、災害時に適切に支援が受けられるように、障害者自身や支援者が普段から取り組むべきことなどを次の3点の対象別に検討しました。

まず、アの個人が取り組むことですが、これは、障害者個人や家族の方が取り組むことで、自分の障害の状態や通所・通院先、服薬状況等を記載した紙や、実際服薬している薬など、災害時に他者が支援できる参考になるものを常時携帯することが出されております。災害時には、障害を持たれている方の周囲に家族や支援者がいるとは限りません。知的の方や、特に精神の方は、通勤電車とか、あとは通所途中で災害に遭った場合、当事者の方が自分自身で全て自分の状況等をお伝えすることは非常に難しいケースがほとんどだと思います。そのためにも、個人が情報を持っていれば、周囲から適切な支援を受けることができるのではないかなという意見が出されております。例えば、障害手帳の中に個人情報などを入れておくのも一つの方法ではないだろうかという意見がありました。

それから、2点目ですが、家族は、支障のない範囲で普段から地域や周囲に自宅に障害の方がいて、いざというときに支援が必要だということを周知しておく必要があるという意見が出されております。これは、近隣の方々と知り合いになることによって、災

害発生後、近隣の人たちが気にかけてくれたり、近隣の方たちから消防や警察に連絡が入れば、さまざまな救援の物資や情報とかの提供が入ることがあるかも知れないなど、常日ごろから、隣近所と顔を合わせる事が大切ではないかという意見が出ておりました。

それから、3点目、地域の防災訓練等に参加し、災害時の心構えを理解しておくことが上げられております。やはり地域の防災訓練などに積極的に参加する、その積み重ねが、本人の防災意識を高められることが考えられるのではないだろうかということです。

この3点以外にも、薬の予備、あとは必要な物品等の準備、この必要な物品等については、袋に入れて例えば自宅に準備しておくこと、あと、後ほどまた報告をさせていただきますが、災害時の要援護者の名簿登録を活用することも大事ではないだろうかということが意見として出ております。

次に、イの地域が取り組むことですが、2点意見として出ております。1点目が、地域の催しなどに障害の方も参加できるように促し、日ごろから地域と交流を持つようにすることです。自治会の中には、自治会活動を活発にしているところがございます。例えば、自治会で要援護者を把握しているところもありますので、地域の催し物や、自治会等が主催する行事などに参加を促すことによって、顔と顔がわかる地域づくりができる、そういうことが大切ではないだろうかということが意見として出ておりました。

ただ、自治会によっては、地域の方の高齢化が進んでいたりすることが原因で、以前に比べて活動が少しずつ縮小してきている、近隣との付き合いがなくなっている、自治会に加入していない世帯もかなり出てきているということで、やはり自治会活動を支援するシステムも必要ではないだろうかという意見も出されておりました。

それから、2点目ですが、地域の中に障害者施設等がある場合は、そのことを認識し、何かあるときには、ともに支援に当たれるように共助の意識を持つことで、市内の多くの施設の中では、自治会からお誘いがあることで地域のお祭りに参加させていただいた、ということがきっかけでつながりが強くなったとか、また、こうした活動を通すことによってお互いの理解が深まったとか、何かがあったときに、「あそこの施設の人は大丈夫だろうか」とか、施設の人も、施設の建物が大丈夫であれば、「近所の人たち大丈夫だろうか」とか、そういうところでは、ともに支援に当たることができるということで、各施設も地域との関係づくりを大切にする必要があるのではないだろうかという意見が出されております。

続いて、ウの市が取り組むことですが、こちらについては、先ほど出ました災害時の要援護者の名簿登録を積極的に周知しようということ。市が実施する防災訓練等に障害のある方の参加を促そうということが出されております。今年度、府中市でも防災訓練を実施しましたが、前年度と違って、3つの地域に分けて実施していただきました。これからもそういう訓練が必要ではないだろうかという意見も出されておりました。

それから、(2) 障害別の特徴と災害時のニーズについてですが、別紙で用意させていただきましたが、障害別に大きく5つに分けさせていただいて、災害時にどういう特徴やニーズがあるのだろうかということで、案として作成してみました。

こういったものを、例えば、市で作成していただいたマニュアルや資料に入れていただければ、一般の方も見ていただく中で、少しでもこういう配慮が必要なのだなということが分かっていただけるのではないかとということで、作らせていただきました。

この（１）と（２）の２つで話を進めてきたわけですが、３回検討する中で、この（１）と（２）のほかにもさまざまな意見が出されています。（３）のその他ですが、障害を持っている方が避難する場所についてですが、やはり一次避難所として指定されている避難場所で過ごすことは非常に難しいのではないかと。これは、精神と知的の方の検討のところでも話したのですが、日常生活の場でもさまざまな支援が必要な方たちですので、一次避難所に避難することは、障害の状態からいって非常に難しいのではないだろうかという意見が出ておりました。そのために、第二次避難場所というものを市のほうで考えていただいているようですけれども、特別支援学校や、あとは市内にある福祉施設、そういうところも二次避難場所として活用することも必要ではないだろうかというようなお話が出ております。普段過ごしている施設が避難場所になることによって、少しでも利用者が安心する。あとは、逆に、救援物資が来る場合なども、そこが避難所として拠点をはっきりしていることで、救援も速やかにいくのではないかと。あとは、はっきり言いまして、避難所に避難することがいいのかどうか。これは大きな検討課題になる一つと思っておるのですが、自宅などの建物が比較的安全であった場合は、自宅にいたほうが本人や家族のためにも負担にならない。ただ、ずっとそういうわけにもいきませんので、そうなった場合に、二次避難所が設置されたという情報を自宅にいる方たちにどういうふうに伝達をするか、結論は出ていませんでしたけれども、そういう意見も出ております。

少し報告が長くなってしまいましたが、非常に大事な部会だと思っています。検討範囲が幅広くいろいろな課題が見えてきているのが現状です。

専門部会の委員の方で、補足のほうをお願いいたします。

■会長

補足することがあれば伺いたいと思います。

■委員

補足という訳ではないのですが、今、話もあつたように大きな話になってしまいますので、やはり地域の方の協力が不可欠になってくるとというのが最終的な印象でした。自立支援協議会の専門部会にどこまで力があるのかということにもなってくるとは思うのですが、できる限り、問題提起や提案という形でその先につなげていければという考えを持っていました。

避難所での理解や、知ってもらうことの重要性をできるだけ周知していくことが大事であると考えています。例えば「ちゅうファイル」とかの携帯版を作っていて、そういうところにも活用するとつながっていくことではあると思います。また、全市民が「ちゅうファイル」を持つのであれば、それによっての広がり方も出てくると思いますので、最終的には一緒に課題につながっていくのかなと思いました。

■会長

他に委員の方で。

■委員

今、全部言っていたのですけれども、具体的なアイデアの中で、普段持っている定期券等の中に、本当に必要な事項だけを書いた小さい防災カードみたいなものを持っていればいいかなということをお話ししたのですけれども。東京都からそういうものが出る案があるみたいなので、あえて府中市がやらなくてもいいのかと思うのですけれども、個人で定期券とかそういう中に情報を普段から持ち歩くというのが大事ではないかという意見が出ましたので、よろしくお願いします。

■会長

ヘルプカードのことですね。私は上部団体の関係でヘルプカードの話をちょっと聞いていまして、東京都で作るのではなく、府中市が作るのですが、東京都でも予算措置をしているということです。

先日の東京都の広報紙にマークが出ていましたよね。ヘルプマーク。赤地に白抜きでハートと十字のヘルプマーク。多分、あのマークがついたカードになるのだと思うのですけれども、一応はそういった携帯できるカードを作るということで東京都からガイドラインが示されると思うので、それに沿って府中市でも作成されると思います。

個人情報なのですから、何かあったときに支援を受けなければいけない人は、やはりそういったものを常に携帯するというのは大事なことだと思うので、決まったら、障害福祉課で作成に当たられると思っています。

それについてちょっと伺ったほうがよろしいですか。

■事務局

今、会長がおっしゃられたとおりなのですけれども、ガイドラインが示されて、このヘルプカードを都内の全ての区市町村で、予定としては平成26年度までに、作成に取りかかることになると思われます。府中市におきましては現在、来年度にこのカードの作成を実施してまいりたいと考えているところです。

ただ、このカード自体は、先ほどおっしゃられたように、「支援を必要としています」という共通のマーク、それから「ヘルプカード」という文字、そういったものが、都内のどこでも同じような支援が受けられるようにということで統一されているのですけれども、それ以外の部分については、各自治体の判断で、例えば個人情報をどこまで入れるのかどうか、あるいは全く入れないという方法も考えられるのですが、その辺はまた、当事者の方、家族会の方々、その他のご意見を伺いながらこれに取り組んでいきたいと思っています。

■会長

ありがとうございます。何を記載するのか、緊急連絡先だけ記載するのか、例えば障害名であるとか、病名であるとか、薬の内容まで入れてしまうのかとかいろいろあると思うのですけれども、その辺の判断が難しいので、また皆様のご意見を伺えればと思います。

他に、災害の方でご発言、お願いします。

■委員

災害時要援護者の登録に関して、単身の家計しか登録できないということで、家族があった場合でも、必ず家族がいるとは限らないので、今後検討していければいいかと思っています。

■会長

その辺の必要性を皆さんで共通認識されているようでしたら、報告書に、ぜひ対象を広げてほしいといった文章で入れていただければ、市長報告に入りますので、お願いしたいと思います。

私からちょっと。まとめていただきましたこの表ですけれども、できれば、災害者のニーズをこの部分は自助なのか、この部分は共助なのか、この部分は公助でやるべきなのかを整理していただけると、公助の部分については市が取り組む課題ですよ、共助の部分については自治会で、例えばコミュニティの中でやらなければいけないから、そのためにはこういう支援が欲しいとか、そういったものを整理していただいたほうが、市長に見せたときに説得力のある資料になるかと思っています。

やはり障害のある方は、非常に細かなニーズがあって、細かな配慮が必要だということ、であるからこそ福祉施設が福祉避難所として指定されることが必要なのだということ、を市長報告の中に盛り込んでいただければ、3月に報告するときに市長に強く訴えることができますので、市がやることは何なのか、自分がやることは何なのかということ、を整理していただけるとありがたいと思いました。

他にはよろしいですか。

■委員

2点あって、第3回の会議のときに、この表に書いていない内部障害の方とかのことも話し合われたのかどうかを教えていただくのと、もし話し合われていないのであれば、話し合っていて、この表に反映させていただけるといいと思いました。

もう一つは、精神障害のところで、これは感覚的な言い方で申し訳ないのですが、「規則的な通院、服薬ができない」というのは、当事者の方に対してどうかと私は思うので、表記を考えていただきたいと思います。精神の障害を持っている方は、通院、服薬というのは基本的な部分でやりづらい方もいらっしゃるけれども、なさっている方も多いので、少し表記のことを考えていただけたらと思っています。

■会長

「規則的な通院や服薬ができない人もいます」というニュアンスということですね。

■委員

そうです。

■会長

表現の仕方を考えていただくと。

■委員

「服薬が大切」とか「大事」とかにしたら。できる、できないではなくて。

■委員

すみません、この表にはないのですが、内部障害、例えば呼吸器や透析の人や、さまざまな方がいらっしゃると思いますが、第2回目のときに話をさせていただいております。

■会長

では、それは加えていただくことで、よろしくお願いします。

他に何かありますか。

(発言する者なし)

■会長

よろしいですか。

では、報告事項については以上です。この後も引き続き最終報告案に向けて内容の取りまとめをお願いしたいと思います。

3 協議事項

障害者虐待防止法の施行を踏まえた障害者支援策について

■会長

それでは、3番の協議事項に入ります。障害者虐待防止法の施行を踏まえた障害者支援策について、事務局から説明をお願いします。

■事務局

それでは、資料4につきましてご説明させていただきます。「障害者虐待防止法施行に伴う市の対応について」でございます。

1番目といたしまして、東京都の研修への参加でございますが、こちらは、東京都が開催しております障害者虐待防止に係る研修に、担当職員を派遣いたしまして、その対応等についてノウハウの習得等に努めさせていただいております。

続きまして、2番目として虐待防止センターの設置でございますが、法の施行後、障害者福祉課の中に「障害者虐待防止センター」を設置いたしまして、10月1日付の広報及び市のホームページにて周知させていただいております。

続きまして、3番目の障害者虐待防止啓発リーフレットの作成、配布でございます。参考資料といたしまして添付しておりますこちらのリーフレットでございますが、法律の概要及び障害者虐待防止についての啓発のために、本市で作成いたしまして、障害者福祉施設や教育等の関係機関等に配布させていただいております。

続きまして、4番目の府中警察署への依頼についてでございますが、障害者の生命、身体への安全の確保のために、必要と認める際の警察の援助等につきまして、府中警察署に障害者福祉課の職員から依頼をまいりました。

資料4については以上です。

続きまして、リーフレットをもう一度ご覧いただきたいのですが、こちらのほうには、通報先や虐待の種類についてのご説明のほか、裏面には市の連絡先を記載しております、もしもの際の通報についてのごお願いということで、周知をさせていただいております。資料の説明は以上でございます。

■会長

ありがとうございました。

これもやはり自立支援法の改正に伴って虐待防止法が10月1日から施行されるということで、必ず区市町村に虐待防止センターを設置しなければならないという中で、通報を24時間障害者福祉課で受けるのだということになったということです。これについては、ご質問、ご意見といっても、これはもうやらざるを得ないところではないかと思いますが、何かこれだけは注意してほしいことがあれば伺いたいと思います。

これは、通報しなくても、たしか別に罰則規定がないのですよね。追い詰められた状態にその人を追い込むのではなくて、みんなでそういった困難なものを抱えている人を支えていきましょうというのが、もともとの趣旨というようなことのようにです。だから、気軽に相談してください。

■委員

これは、24時間、障害者福祉課に誰か連絡をとれる人がいると。

■会長

そういうことですね。24時間、障害者福祉課で連絡を受け付けるということですよ。

■事務局

休日・夜間のときには、本庁に電話がまず入りまして、そこから担当ケースワーカーの携帯に連絡が入るようになっていきます。

■委員

もう2カ月ぐらいたっているのですが、通報とか相談とかがあれば、ご紹介いただきたいと思います。

■事務局

本市におきましては、虐待に係る相談、通報は現在のところ入っていません。ただ、最近の報道で、精神の障害の方の入所施設において、理事長等による暴行等があり、虐待の事例ということで立ち入りの対応がされたということがありました。

■会長

よろしいでしょうか。

■事務局

会長、先ほど罰則に関するご質問がありましたが、罰則規定は通報を受けた職員等が、正当な理由なしに知り得た秘密を漏らしてはいけない。それに反した場合と、それから、正当な理由がなく立入調査を拒み、質問に対して答弁をしないとか、そういうものに対しての罰則規定ということで法の上では規定されています。

■会長

例えば隣の家ですごい物音がしているのだけれども、通報しようかどうか悩んだけど、結局通報しなかったといっても、別に罰せられることはない。通報したからといって罰せられることもない。

深刻な虐待事件につながるようなものは、東京都でもそんなに件数はないというよう

なことを伺いました。

■委員

このことについては、どのぐらい市に権限というかがあるのかということと、児童の場合、児童相談所があると思うのですけれども、その児相とのすみ分けがどういう形になっているのか、もし分かるようでしたら教えていただければと。

■会長

よろしくお願いします。

■事務局

まず、立入調査権限があることは確かです。それから、立入調査等をする際に、身体、生命の安全の確保のために警察の協力が必要な場合には、それを求めることができるということになっております。

立入調査に関しては、「障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、……その住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる」というような形で、定められております。

それから、先ほどの通報のことに関してなのですが、それについては、通報しなければならないというような強い表現になっておりますが、通報しなかったということで罰則があるわけではないという形での規定になっております。以上です。

■会長

見つかった場合の、例えば一時保護の必要が生じた場合というのは、市としては、どこを想定されているのでしょうか。

■事務局

その居室の確保につきましても、この法律の中で、「市町村はその措置を講ずるものとする」とありまして、具体的には、府中市の場合におきましては、心身障害者福祉センターにおける緊急一時保護と生活実習所、精神の関係については西府いこいプラザということで、各施設と、この虐待の案件が発生した場合の受け入れについての調整を今進めております。

これ以外にも、居室の確保が難しい市町村については、東京都において広域的な調整ができないのかという要望もありましたが、結果的には、東京都が、各区市町村における一時的な保護が可能な施設の情報を集約、整理し、その情報を提供することで進んでおります。

■会長

ありがとうございました。

何か他にご質問。

■委員

私どもの上部官庁が東京労働局ですが、こちらの労働局に情報が上がってきて、権力の行使をしたと。その填末について、都道府県ないし市町村とかにその報告をする義務があるのか、それとあと発見者に対してもその填末を教えるのか、そういう規定というのはあるのでしょうか。

■事務局

今のご質問は、具体的にどういったケースを想定されて…。

■委員

例えば、障害者だけ低い賃金で、ほかの健常者は最低賃金を守っているというようなところで通報があった場合、それを労働局でやった場合、そういうものの填末を都道府県とか市町村とかにずっとおろして報告をしたほうがいいのかというか、する規定があるのでしょうか。

■事務局

使用者による障害者虐待に当たると思うのですが、その場合、市町村または都道府県に通報しなければならないとなりまして、そこから先は、労働基準監督署や公共職業安定所長等が、権限を適切に行使するものとなっているようですので、使用者による虐待については、市が立ち入るということではなくて、国がそのことについて対応するという流れになっていると理解しております。

■会長

職業安定所長とか労働基準局が措置したものについて、区市町村とか通報者にフィードバックする義務があるかどうかというご質問です。

■事務局

それについては次回までに調べてまいります。

■会長

他に何かありますでしょうか。

(発言する者なし)

■会長

それでは、協議事項については以上です。

4 その他

■会長

では、その他の項目で、事務局から何かあればお伺いしたいと思います。

■事務局

第3回目の全体会の日程ですが、年間のスケジュールでいきますと来年の2月あたりを予定させていただきたく、それまでに、各専門部会の皆様には最終的な報告書案をまとめていただきたいと考えております。

お手元の資料として「会議室の予約状況」をお示ししてございますので、専門部会の会議でご使用いただくところを各部会で決定し、事務局へご連絡ください。

先ほど前段で申しあげました第3回の全体会を2月に開催する件につきましては、また追って日程等を調整させていただいた上で、皆様を開催通知を送付させていただきたいと思っております。

■会長

ありがとうございました。

なるべく早く日程調整をして皆様にご連絡したいと考えています。

若干時間があるので、この後、それぞれの専門部会で今後の日程を相談していただくことになろうかと思います。その前に、今回配布された資料について委員から。

■委員

東京都の自立支援協議会のセミナーがあるので、そのお知らせを配付させていただきましたので、ご興味ある方はご参加ください。よろしくお願いいたします。

■会長

では、参加を希望される方は、お申し込みください。

このセミナーの第1部に、東京都の自立支援協議会の委員をされている方がシンポジストで出席されるので、お時間のある方はご出席いただければと思います。

それでは、全体会としては以上になりますので、この後、専門部会の日程調整をしていただいて本日の会議を終了します。本日はどうもありがとうございました。